

「鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針（素案）」に係る市民政策コメント実施結果

■意見募集期間：令和5年4月3日（月）～24日（月）

■意見応募者数：3名 意見総数：11件

番号	頁	該当箇所	意見要旨	市の考え方
1	20	施設分類別の現状・課題と方向性について	市民アンケート等を踏まえた分類という説明ですが、施設の意義・市民に対する影響度なども加味した分類により方向性を検討すべきだと思う。	施設分類は「施設が有する主たる機能」をもとに作成しております。そのうえで、市民アンケート結果や社会情勢等を踏まえ、施設の方向性についてはライフサイクルコストの縮減に向けた共通の考え方を記載しているものです。今後、個別具体的な検討を行う際は、施設の意義や市民に対しての影響等に十分配慮しながら進めてまいります。
2	20	施設分類別の現状・課題と方向性について	施設分類ごとに「現状・課題等」が記述されているが、現状と課題を分けた方がいいと思う。	施設分類「現状と課題等」の記述内容を仕分けして記載します。
3	20	全施設分類における共通の方向性について	更新時期を迎えるまでの施設における維持管理経費について、縮減策やその効果などを「見える化」する必要があるのではないか。	施設カルテの作成により光熱水費などの維持管理経費や施設の基本情報については、一元管理していくこととしております。この、施設カルテと合わせて施設別の計画や進捗状況等についても、広く情報発信してまいります。
4	20	全施設分類における共通の方向性について	一定の区域に含まれる類似用途の施設は統合・集約化(ブロック化)を検討とあるが、「一定の区域」の考え方は、地域に委ねられるものなのかどうか。	一定の地域とは、施設ごとに想定されている利用者や利用圏域により異なるものと考えております。施設の検討を進めるにあたっては、施設利用者や地域との合意形成を十分に図りながら進めてまいります。

番号	頁	該当箇所	意見要旨	市の考え方
5	20	全施設分類における共通の方向性について	「1施設1機能の考え方を見直し複合化・多機能化を検討」をすると更新時期にこだわらない検討も出てくると思うが、どう考えているのか。	更新時期が来ていなくても、施設の利用状況等により、複合化・多機能化を検討することが必要と考えております。
6	30	小学校の現状・課題と方向性について	小学校については文部科学省の方針に基づく、空きスペースの有効活用のための複合化、児童数の減少による統合等を検討する方向が示されているが、この方向には反対。まずは徹底した長寿命化を進めることが優先課題で統合を考えるのはその次の課題だと思う。	本方針をもって、学校の統合を進めるものではありません。学校の統合、複合化等につきましては「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」に沿って検討して行くこととなります。また、本方針の方向性に記載しております「施設のあり方を検討」とは、子どもたちの多様なニーズに応じた施設の高機能化・多機能化や、地域実態に応じて、他の公共施設との複合化や共用化などを図ることが必要としたものです。
7	32	施設カルテについて	「施設カルテ」の内容が重要。イメージ図の項目だけでは情報不足に思う。数値化できない情報を、どうやって「見える化」するかも大事な視点では。	施設カルテは公共施設の基本的な情報やコスト情報の掲載を予定しているものですが、施設の方向性を定めるにあたり、必要となるデータの収集内容についても検討してまいります。
8	36	行政以外でもサービス提供可能な施設のあり方の検討について	「民間にできることは民間に」というが、基本的に地方では期待薄だと思うので、そこに期待をするようなことは止めた方がいいと思う。	公共施設運営に民間のノウハウを活用することは市民サービス向上の観点からも重要なことと考えております。施設の用途、利用状況等を見極めた上で市場調査などにより民間事業者の意見聴取を行いながら、検討を進めていきたいと考えております。

番号	頁	該当箇所	意見要旨	市の考え方
9	36	機能の集約化、複合化の検討について	集約化、複合化の検討のためではなく、まずはその施設の利活用をいかに図るかという点で利用分析を行うべきものではないか。	施設の利活用を増やす工夫を行うことは非常に大切なことと考えております。ただ、施設を設置した当初と比べ、施設利用者のニーズや生活様式の変化により施設に余剰スペース等が生じる場合があります。その際、集約化や複合化等により市民サービスの向上を図ることも有効な手法と考えております。
10	38	複数施設の包括管理委託について	公共施設である以上、自治体職員にノウハウがないといけないのでは。民間任せということが、結局は経費の増大を招くことがある。「職員が施設管理業務から解放されて」ではなく、自治体職員の責務をきちんと位置づける必要があると思う。	包括管理委託の導入により考えられるメリットのひとつとして、施設の管理を行っている事務職員の負担軽減が考えられます。施設の日常点検やトラブル対応といった技術的な要素を伴うものについては、市の技術職員と民間事業者が連携して行うことにより事務職員が本来のコア業務に専念できることが期待できます。
11	-	その他	【ムービングハウスを使用した公共施設について】 移動可能なムービングハウスを使用した公共施設を設置することで、平時は自在な組み合わせで多目的に活用し、災害時には一棟ごとに応急仮設住宅として使用することができる。これからの災害対応、公共施設のありかたを考えるひとつのきっかけになればと考え提案する。	ムービングハウスは、発災時に応急仮設住宅として利用され、市民の安全・安心を守る上で非常に大きな役割を果たすことが期待できますが、公共施設にムービングハウスを導入することは、発災時に移動等を行えばその施設が使用できなくなることから、市民サービスに影響の無い施設への導入が基本になると思われます。現在、そういった施設利用を想定していませんが、本市では民間事業者からの提案を受け付ける「公民連携デスク」という窓口がありますので、ムービングハウスに限らず、ご提案を頂ければと思います。